大島町燃料価格高騰対策灯油費補助金交付要綱

令和８年１１月１８日
町長決裁

（趣旨）
第１条　この要綱は、燃料価格の高騰を受け、灯油の販売価格の安定化及び町内消費者の負担軽減を図るため、灯油の小売価格の値引きを行う事業者に対し、当該値引きに係る経費を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱において「町内消費者」とは、大島町内に住所、事業所又は施設を有し、灯油を自らの生活又は事業活動に使用する者をいう。
２　前項に規定する「事業活動」とは、営利・非営利を問わず、町内で継続的に行われる業務、サービス又は生産活動をいう。
３　この要綱において「灯油販売事業者」（以下「事業者」という。）とは、町内において灯油を継続的に販売し、町内消費者に直接供給する事業者で、次の表に掲げるものをいう。

事業者名	所在地
（株）岡山商店	大島町元町２－１３－１２
（有）白石石油	大島町元町１－１１－４
（有）中部自動車興業	大島町元町字地の岡６４－３３
（株）菊池商店	大島町元町字風待３１－４５
（株）カワシマ	大島町岡田字榎戸１６－１
（有）さかき林産	大島町差木地１
石田商店	大島町差木地２
村松興業（株）	大島町差木地字クダッチ
（株）三崎屋商店	大島町波浮港１

（補助金の交付対象、補助対象額及び補助率）
第３条　補助金の交付対象、補助対象額及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助事業		補助率
交付の対象	補助対象額	
灯油販売料金の値引きを行う事業者	（灯油販売料金の値引き原資） 町内消費者に対し、灯油の小売価格を１リットル当たり１５円（消費税等を含む。）値引きするために要する経費。補助対象額の算定に用いる値引き対象販売量に１リットル未満の端数があるときは、小数第２位以下を切り捨てる。 補助対象期間は、令和８年１２月分から令和９年２月分までとする。	定額
	（値引きの実施に伴う事務的経費） １月当たり５０，０００円	

（交付申請）
第４条　事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象期間における値引き対象販売見込量その他必要な事項を記載した補助金交付申請書（別記様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定）
第５条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により申請者に通知するものとする。
２　町長は、前項の交付決定に必要な条件を付すことができる。

（交付申請の取下げ）
第６条　事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から２週間以内に、その旨を書面により町長に届け出なければならない。
２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（概算払）
第７条　交付決定を受けた事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第３号）を町長に提出しなければならない。
２　町長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次項に定める額を概算払するものとする。
３　概算払の額は、交付申請書に記載された補助対象期間の値引き対象販売見込量の１０分の８に１リットル当たり１５円を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、交付決定額を上限とする。ただし、事務的経費は、全額を概算払の対象とする。
４　概算払は、１の交付決定につき１回とする。

（実績報告）
第８条　交付決定を受けた事業者は、補助事業が完了したときは、町長が定める期日までに、補助金実績報告書（別記様式第４号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
（１）月別の灯油販売件数、値引き対象販売量、値引き前後の販売単価及び値引き額を確認できる書類
（２）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）
第９条　町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の実績が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付決定額の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記様式第５号）により当該事業者に通知するものとする。

（補助金の精算）
第１０条　前条の規定により確定した補助金の額が概算払による既交付額（概算払を受けていない場合は、零とする。）を上回るときは、事業者は、補助金精算請求書（別記様式第６号）を町長に提出するものとする。この場合において、町長は、その差額を支払うものとする。

２　確定した補助金の額が概算払による既交付額を下回るときは、町長は、期限を定めて、事業者にその差額の返還を命ずるものとする。

（補助事業の経理等）

第１１条　事業者は、補助事業に係る経費を他の経費と区分して経理し、その収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を備えなければならない。

２　事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認の日）の属する年度の終了後５年間保存し、町長の求めに応じて閲覧に供さなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第１２条　事業者は、町長の承認を得ずに、第５条第１項の規定による交付決定に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（返還）

第１３条　町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を目的外に使用したとき。

（３）その他町長が不適当と認めたとき。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年１２月１日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

３　この要綱の失効前に交付決定を受けた補助事業については、この要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

東京都大島町長　　殿

所　在　地
申請者　会　社　名
代 表 者 名　　印

大島町燃料価格高騰対策灯油費補助金交付申請書

大島町燃料価格高騰対策灯油費補助金交付要綱第４条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

【申請内容】

補助対象期間	令和８年１２月分から令和９年２月分まで
値引き対象販売見込量	リットル
値引き単価（消費税等を含む。）	１リットル当たり１５円
灯油販売料金の値引き経費	円
事務的経費	月額５０，０００円×対象月数　　月
補助金申請額	円 （値引き経費と事務的経費の合計）
販売実施場所	

様式第２号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

東京都大島町長

大島町燃料価格高騰対策灯油費補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金について、大島町燃料価格高騰対策灯油費補助金交付要綱第５条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　概算払額（第７条第３項により算定した額）　　円

３　交付決定の内容　　令和　　年　　月　　日付けの交付申請書に記載のとおり

４　交付の条件

５　交付申請の取下げ

交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げるときは、第６条第１項の規定により、この通知を受けた日から２週間以内に、その旨を書面により町長に届け出てください。

同条第２項の規定により、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなされます。

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

東京都大島町長　　殿

所　在　地
会　社　名
代 表 者 名　　印

大島町燃料価格高騰対策灯油費補助金概算払請求書

令和　　年　　月　　日付第　　号で交付決定の通知を受けた大島町燃料価格高騰対策灯油費補助金について、大島町燃料価格高騰対策灯油費補助金交付要綱第７条第１項の規定に基づき、概算払を請求します。

請求金額　　金　　円

※　交付決定通知書に記載された概算払額を請求金額欄に記入してください。

振込先口座

金融機関名・支店名　：

預金種別・口座番号　：

口座名義（フリガナ）：

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

東京都大島町長　　殿

所　在　地
会　社　名
代 表 者 名　　印

大島町燃料価格高騰対策灯油費補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日付第　　号で交付決定の通知を受けた補助金について、大島町燃料価格高騰対策灯油費補助金交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

１．補助事業完了日　　令和　　年　　月　　日

２．補助対象期間　　令和８年１２月分から令和９年２月分まで

３．補助対象経費

対象月	値引き対象販売量	値引き経費	事務的経費	合計
１２月分	リットル	円	円	円
１月分	リットル	円	円	円
２月分	リットル	円	円	円
計	リットル	円	円	円

４．値引き単価　　１リットル当たり１５円（消費税等を含む。）

５．概算払既交付額　　円（未受領の場合は０円）

６．添付書類　　月別の灯油販売件数、値引き対象販売量、値引き前後の販売単価及び値引き額を確認できる書類並びにその他町長が必要と認める書類

様式第５号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

東京都大島町長

大島町燃料価格高騰対策灯油費補助金額確定通知書

令和　　年　　月　　日付けで実績報告のあった補助金について、大島町燃料価格高騰対策灯油費補助金交付要綱第９条の規定に基づき、交付すべき額を下記のとおり確定したので通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　確定額　　円

３　概算払による既交付額　　円

４　精算額　　☐ 追加支払　☐ 返還　☐ 差額なし　　円

様式第６号（第１０条関係）

年　　月　　日

東京都大島町長　　殿

所　在　地

会　社　名

代 表 者 名　　印

大島町物価高騰対策灯油費補助金精算請求書

令和　　年　　月　　日付第　　号で額の確定通知を受けた補助金について、大島町燃料価格高騰対策灯油費補助金交付要綱第１０条第１項の規定に基づき、次のとおり請求します。

１	確定額	円
２	概算払による既交付額	円（未受領の場合は０円）
３	請求額（１－２）	円

振込先口座

金融機関名・支店名　：

預金種別・口座番号　：

口座名義（フリガナ）：